

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月11日現在

機関番号：12613

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530152

研究課題名（和文） 対立規範の相互干渉とレジームの変容：核不拡散条約第4条をめぐる

研究課題名（英文） Interaction between contending norms and regime transformation: case of Article IV of NPT

研究代表者

秋山 信将（AKIYAMA NOBUMASA）

一橋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50305794

研究成果の概要（和文）：

核不拡散という価値の担保には、レジームの提供する規範や手段のほかに、パワーによる強制や利益の提供による誘導といった多様な政策装置が必要であり、また、そうした方法は、公式なレジームの枠外で担保される。とりわけ、核保有のインセンティブが地域安全保障環境における自国の地位の強化であるような場合、レジームは解決策を提示することはできず、必然としてレジーム外の政策装置への依存度が高まることになる。

研究成果の概要（英文）：

In order to ensure the compliance of non-proliferation norms, enforcement by power and incentives through the provision of benefit are necessary, in addition to norms and policy instruments equipped with the regime. These policy measures such as enforcement or provision of benefit are often provided by policy mechanisms outside the regime. In particular, if proliferators are motivated by quest for security assurance in the regional security context, resolution of proliferation problems is even more dependent on policy mechanisms and instruments outside the regime.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係論

キーワード：国際レジーム、規範、核不拡散、原子力、NPT

1. 研究開始当初の背景

最近の新しい核不拡散政策の措置が核不拡散レジームの変容にどのような影響を与えるのかについての研究は、その重要性にもかかわらず、いくつかの事例研究（秋山信将「核不拡散規範の遵守強化とアメリカ外交」、国際政治第153号2007年11月、石川卓「米国の核不拡散政策—核不拡散体制の『再構

成』と『危機』、浅田正彦・戸崎洋史編『核軍縮不拡散の法と政治』信山社、2008年、George Perkovich, “The End of the Nonproliferation Regime?” *Current History*, no.694 (November 2006) を除き、必ずしも多いとはいえない。

しかしながら、核不拡散分野（核軍縮は別として）において、NPT第4条（平和利用の

「奪いえない権利 (inalienable right)」をめぐる政治は急速にその重要性を高めている。先進国の間では、核不拡散を実効的に担保するためには、核物質や機微技術の移転を制限し、核燃料サイクルの新規設置を行なわせないのが最も有効である、という政策アイデアが優勢になりつつある。この潮流を反映して、核燃料サイクルの多国間管理・燃料供給保証、輸出管理の強化 (NSG のガイドライン変更)、二国間協力協定を通じた規制のように、第 4 条で保障されたはずの平和利用の自由度を実質的に制限する政策措置が次々と提案・導入されるようになった。

その結果、NPT レジームを構成する重要な三つの規範 (三本柱) の一つである平和利用の「奪いえない権利」をめぐる、その制限もやむなしとする先進国を中心とする「持てる国」と、それに反発する途上国を中心とする「持てない国 (「持たざる国」ではなく)」の間で、政治的対立が先鋭化しつつある。それは NPT の中核的な価値である「核不拡散」の実効性と、国際秩序の原則的な規範とされてきた「国家主権の尊重」に密接に関連する「奪いえない権利」という、いずれも NPT の存立にとって不可欠な二つの概念が相互干渉を起こした状態が発生しているといえる。

この NPT における、条約 (レジーム) の実効性重視の立場と国際秩序の普遍的な原則重視の立場の間の相克は、価値の多様化する国際秩序のあり方を分析するうえでも重要な事例であるといえる。

2. 研究の目的

本研究は、核不拡散条約 (NPT) 第 4 条に規定された、原子力の平和利用の「奪いえない権利」に内在する異なる二つの規範 (国家主権の尊重と核不拡散) の相互干渉の態様を明らかにし、規範をめぐる政治過程の分析を通じて国際レジームの変容に関する理論の構築に貢献する。

核燃料サイクルの国際管理や二国間の原子力協力協定 (米印など) といった、不拡散の実効性を重視し、「奪いえない権利」という国際社会の原則を制限する可能性のある政策措置をめぐる国際政治をレジームの変容過程と捉え、レジームに内在化する二つの規範の対立が顕在化するメカニズムと、その対立がレジームの態様に影響を与える過程の理論的解明を試みる。

なお、本研究の意義については、以下のよう整理することができる。

(1) 事例研究として

平和利用の「奪いえない権利」をめぐる政治的対立の構造を解明する。すなわち、

① 「奪いえない権利」の解釈と理論の歴史的展開の分析

② 平和利用の「奪いえない権利」が政治化した背景としての国際環境 (平和利用の機運の高まりと核の脅威の拡大、国家主権の「相対化」の現象)

③ NPT 運用検討会議や国際原子力機関 (IAEA) 会合での「奪いえない権利」政治の力学と構造を明らかにする。

(2) 理論研究として

レジームの基盤となる条約に二つの対立的規範が内在されていた場合、いかにして両者の対立が顕在化・政治化するのか、それによってレジームの態様にどのような変化が起きるのかを明らかにし、それによってレジームの変容に関する理論的貢献を目指す。特に、

① レジームの利益構造 (レジームのメリット) の変化が、規範構造に刺激を与えることで規範構造に内在する矛盾を政治的対立として顕在化するという、構造レベルの過程

② レジームに参加するアクター間には、レジームに参加する動機の面で差異があり、対立的規範をめぐる政治の過程で、その動機の差異によってアクター間の規範に対する了解の認識が乖離していく、というアクターの認識レベルの変化の過程につき、内外の先行研究を基に理論の実証を行う。

3. 研究の方法

本研究は、NPT 運用検討会議や IAEA 総会などの政府間会合における演説、公式文書やワーキングペーパーなどの文書と、政策担当者へのインタビューを一次資料として、その分析を中心に議論の構築を行う。

年度ごとの進捗の計画は、以下のとおりであった。

(1) 平成 22 年度

- ・仮説構築：理論面においては先行研究の読み込みを進める。
- ・二次資料 (先行研究) によりこれまでの議論を整理する。
- ・5月に開催される NPT 運用検討会議に出席し、資料収集を行う。
- ・年度前半は NPT 会議で収集した資料の分析・整理を行い、年度後半は研究ノートの執筆を行う。

(2) 平成 23 年度

- ・実証研究として、研究ノートにまとめられた事項の分析を行う。
- ・その中で、不足している資料があれば、研究者や政策担当者とのネットワークを通じて入手に努める。
- ・9月の IAEA 総会に出席し、NPT 運用検討会議後の平和利用をめぐる議論の動向を調査し、NPT の規範形成過程のその後の展開を

フォローアップする。

・同時に、事例研究論文の執筆を行い、年度末までには学術誌に発表する。

(3) 平成 24 年度

・主として仮説の検証を中心とした理論研究を行う。

・仮説の検証には、IAEA 総会への出席等を通じ、政策の現場における調査でのリアリティ・チェックも重要な役割を担う。

・理論研究の論文の執筆を行う。

・また、平成 22 年度からの研究蓄積（要すればそれ以前の蓄積）を基に、単著の執筆を行う。年度末までには、初稿を完成させる。

4. 研究成果

本研究では、二国間協定や核燃料サイクルの多国間管理など特に近年注目されるようになった不拡散を担保するための政策手段に着目し、それらが核不拡散レジームの実効性をどのように高めているのか、そして核不拡散体制の中核をなす核不拡散条約（NPT）の普遍性ととの間にどのような緊張関係が存在し、それがレジームの変容にどのようにインパクトを及ぼすのかを研究してきた。

本研究を通じて明らかになった点は、以下の通りである。

レジームを中心とした国際秩序に対する各国の姿勢を見た場合、不拡散の規範およびルールを遵守する原理・構造には、規範、利益、強制がある。これらの遵守構造を提供するメカニズムが、レジームを中心にどのような政策装置により提供されているのかが、本研究により明らかにされた。

二国間協定や核燃料サイクルの多国間管理など特に近年注目されるようになった不拡散を担保するための政策手段に着目し、さらに、イラン問題における EU3+3 のような、レジームの枠外のアドホックな協議体や国連安保理を通じた制裁など、核不拡散という価値規範を担保するための核不拡散レジーム自身が用意した以外の政策手段に注目し、レジーム論の枠内で国際的な不拡散をめぐる政治を議論することの限界を示唆し、それを補完する多様な手段の存在から、「核不拡散秩序」の三層構造を議論した。核不拡散秩序の三層とはすなわち、①規範や原則、そして基本的な規則を提供する NPT=IAEA という公式なレジームを中核に、②これらの規範に準拠しつつ、IAEA 文書などで正式に関連付けられてはいるが、メンバーシップが限定的な、半公式のレジーム、そして、③核不拡散規範には整合的ではあるが、普遍性や手続き等において必ずしも公式なレジームの規範構造とは整合的ではない手法も採用されている政策装置から構成される。

したがって、核不拡散という価値の担保に

は、レジームの提供する規範や手段のほかに、パワーによる強制や利益の提供による誘導といった多様な政策装置が必要であり、また、そうした方法は、公式なレジームの枠外で担保される。とりわけ、核保有のインセンティブが地域安全保障環境における自国の地位の強化であるような場合、レジームは解決策を提示することはできず、必然としてレジーム外の政策装置への依存度が高まることになる。

しかし、規範遵守を強制するだけの能力を持つ制度は、結局のところそのような能力を持つ国家の存在によって支持されているといえる。そして、このような国家はまた、遵守すべき規範の構築においても主たる役割を果たしている。

そして、このような強制力を持つ国家とレジーム（規範構造）の関係性は、核不拡散をめぐる国際秩序を見た場合、米国の存在を中心に議論されることになる。米国は、強制力を担保するパワーの面においても、利益の提供（すなわち、技術や協力の提供、安全保障上の便益である拡大抑止の提供など）において圧倒的な能力を持っており、同時に強く核不拡散規範を支持してきた。

ところが、1970 年代後半以降から米国の相対的なパワーの低下が顕著となり、また技術を保有する国家の増大により、規範を支持するための強制力に陰りが生じることとなった。そのため、二国間協定を通じた利益の供与や多国間管理構想のような多国間でのパワーシェアリングのための装置（ただしこれは「規範の強化」への貢献のほうが実効性よりもより重要な意義として認められる）へと傾斜していくこととなった。したがって、インドとの二国間協定は、従来の核不拡散の規範構造を逸脱し、ある意味では、普遍性を基盤とした伝統的なレジームの規範構造とは矛盾する政策装置である。しかしこれは、インドという無視できないアクターをより広い意味での核不拡散秩序の中に包含していくための政策とみることも可能である。

またイランの核疑惑については、IAEA の遵守装置が核不拡散という政策目的に照らし、必ずしもそれを完全に担保する構造になっていない点、そしてイランの核開発の動機への働きかけにより開発を断念させるというアプローチにしても、そうしたアプローチを有効にするためのインセンティブ（すなわち、イランの地域安全保障環境における安全の保証、もしくは米国からの体制変更の圧力の回避、さらには地域覇権への野望）の提供がレジームを通じては困難であることから、レジームの外部に確立されたアドホックな協議体である EU3+3 へとその解決を委任せざるを得ない状況を明らかにしている。

しかしながら、レジームが重視する普遍的

な価値、とりわけ原子力平和利用の「奪いえない権利」をめぐる権利義務関係が多くの国にとって、とりわけ直接的に原子力や核不拡散の問題に利害を有しない国にとって、レジームへの帰属の重要な要因であったことを考慮すれば、これらのような実効性を重視し、レジームの普遍性に対してネガティブな影響をもたらすような政策の手法は、最終的にレジーム維持のコストを上昇させることにもつながりかねず、それによってレジームの提供する価値の実現においても、上昇コストの負担の共有が難しい場合、それが不可能になる可能性も潜在的に存在する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 9 件)

- ① AKIYAMA, Nobumasa, and Kenta HORIO, “Can Japan Remain Committed to Nonproliferation?,” *The Washington Quarterly*, Vol.36, No.2, 2013, pp.151-165. 査読無
- ② AKIYAMA, Nobumasa, “The Compliance Structure of the Nuclear Non-Proliferation Regime and Japan’s Non-Proliferation Policy Assets,” *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol.41, 2013, pp.11-23. 査読無
- ③ 秋山信将、「核軍縮の次のステップと『戦略的安定性』」、「『外交』14号、2012年8月、86～92ページ。査読無
- ④ 秋山信将、「核不拡散政策における普遍性と個別性の相互干渉 — 転換点としての米印協定」、「『国際政治』163号、2011年、125～138ページ。査読有
- ⑤ 秋山信将、巻頭言「『核なき世界』を現実的な目標とするために」、日本平和学会編「『核なき世界』に向けて」(『平和研究』第35号)、2010年、i～ivページ。(同号の編集主任)。査読無
- ⑥ 秋山信将、「2010年NPT運用検討会議の成果と今後の核軍縮」、「『立法と調査』2010年10月号、14～25ページ。査読無
- ⑦ 秋山信将、「『核なき世界』実現への課題」、「『外交』創刊号、2010年9月、98～111ページ。査読無
- ⑧ 秋山信将、「NPTのグランドバーゲンの新たな構図：平和的利用と核不拡散を中心に」、「『Plutonium』No.70, Summer 2010、2～7ページ。査読無
- ⑨ 秋山信将、「核軍縮をどう進めるか—2010年NPT再検討会議から見えてきたもの」、「『軍縮問題資料』2010年8月号、72～79ページ。査読無

[学会発表] (計 2 件)

- ① AKIYAMA, Nobumasa, “Managing Global Commons as a Priority for Bilateral Cooperation: Case of Regional Nuclear Order,” at Griffith Asia Institute workshop ‘Overcoming Misperceptions in Australia-Japan Relations,’ Brisbane, Australia, August 18, 2011.
- ③ AKIYAMA, Nobumasa, “Toward Regional Stability with the Reduced Role of Nuclear Weapons and Multilateralizing Nuclear Disarmament: Agenda for a “World Free of Nuclear Weapons” in the East Asian Context,” at the 5th Berlin Conference on Asian Security, SWP, Berlin, Germany, October 1, 2010.

[図書] (計 4 件)

- ① 秋山信将、『核不拡散をめぐる国際政治—規範の遵守、秩序の変容』有信堂、2012年(単著)、232ページ
- ② 秋山信将、一橋大学東アジア政策研究プロジェクト編『東アジアの未来—安定的発展と日本の役割』東洋経済新報社、2012年、305ページ(執筆箇所：第1章「東アジアにおけるダイナミクスを見る視点—日米中関係を軸に」、1～30ページ、第2章「東アジアにおける『グローバル・コモンズ』のガバナンス—海洋の秩序形成をめぐる日米中関係の一考察」、31～64ページ。)
- ③ 秋山信将、『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』ディスカバー21、2012年、412ページ(執筆箇所：第12章「原発事故対応をめぐる日米関係」、362～379ページ、および第4部「グローバル・コンテクスト」統括。)
- ④ AKIYAMA, Nobumasa, “Nuclear Order in Northeast Asia: The Role of Nuclear Weapons in the Region, Nonproliferation, and the Tension between Disarmament and Deterrence,” L.Gordon Flake ed., *One Step Back? Reassessing an Ideal Security State for Asia 2025* (Washington, DC., The Maureen and Mike Mansfield Foundation, 2011) pp.33-52, 164

6. 研究組織

(1) 研究代表者

秋山 信将 (AKIYAMA NOBUMASA)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50305794